

行う。

(2) 旅客船

旅客船について、運航管理規程の遵守、緊急時の避難、救助訓練の実施等の安全指導を行う。

5 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の一層の実効

第3節 船舶の安全な運航の確保

1 船員の資質の向上

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)に対応した船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭26法149)に基づく5年ごとの海技免状の更新制度により、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求し、船舶職員の知識・技能の維持及び最新化を図る。

また、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所において、社会的ニーズを反映した教育課程の再編や柔軟な対応を図る等、効果的・効率的な業務運営に努めていく。

さらに、船舶の安全な運航を確保するため、船員法(昭22法100)に基づき、発航前検査の励行、操練の実施、航海当直体制の確保、船内巡視制度の設定、救命設備の使用方法に関する教育・訓練等について指導を行うとともに、これらの的確な実施を図るため、船員労務官による監査を強化する。

2 船舶の運航管理の適正化等

(1) 旅客船事業者に対する指導監督の充実強化

事業者に対して、法令及び運航管理規程の遵守、教育訓練の実施、運航管理体制等について指導を行う。

(2) 運航管理者等に対する研修等の充実

運航管理者や乗組員に対する研修については、受講者の運航管理に関する知識、意識の向上を図るため、事故事例の分析結果を活用する等により、研修内容の充実を図る。

(3) 海上タクシー等の運航管理の指導監督

海上タクシー等旅客定員12名以下の船舶による旅

を期するため、海難防止を目的とする海難防止協会、小型船安全協会、外国船舶安全対策連絡協議会等の各民間組織の自主的活動が、一層着実に活発に推進されるようその指導育成の強化に努めるとともに、海難防止に関する民間組織の拡充強化を図る。

客運送を事業として行う者等に対する監査を強化し、法令の遵守等、安全体制の確保について指導監督を行う。

また、外航旅客船事業についても乗船監査し、法令の遵守等、安全体制の確保について指導監督を行う。

(4) 事故再発防止対策の徹底

旅客運送事業に関して事故が発生した場合は、その原因の究明に努め、事業者の運航管理体制等に根本的な問題があることが判明した場合等は、事業者に対して、広く外部の有識者を交えた検討会を開き、抜本的な再発防止対策を策定させ、その徹底を指導する。

また、事故の状況、様態や発生頻度により必要な場合は、事業者団体を通じて注意喚起を行い、安全意識の啓蒙に努める。

3 船員災害防止対策の推進

第8次船員災害防止基本計画(5箇年計画)の効率的かつ具体的な実施を図るため、平成17年度船員災害防止実施計画を作成し、安全衛生管理体制の整備とその活動の推進、死傷災害の防止対策を推進するとともに、生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策として「筋骨格系」(椎間板障害及び腰痛等)疾患の予防及び睡眠時無呼吸症候群(SAS)に関する周知・指導を重点対策とする等、船舶所有者、船員及び国の三者が一体となって強力に船員災害防止対策を推進する。

4 水先体制の充実等

各水先区における水先業務の円滑な実施を確保するため、水先人の適正員数の確保及び資質の向上等を図るとともに、水先制度全般の見直しを進める。

5 海難原因究明体制の充実

海難の徹底した原因究明と再発防止に向けて、引き続き迅速な調査・審判に努めるとともに、深く掘り下げた科学的な原因究明を行うための調査・審判体制の充実を図る。また、海難調査の国際協力体制を構築するため、アジア地域における実行性のある協力体制の確立を図る。

6 外国船舶の監督の推進

STCW条約及び海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、乗組員の資格証明書、航海当直体制、操作要件（乗組員が機器等の操作に習熟しているかどうか）等のソフト面に関して的確に外国船舶の監督（PSC）を推進する。また、アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制に関する覚書（東京MOU）に基づき、検査官研修及び専門家派遣等、域内におけるPSC協力体制の充実を図る。

第4節 船舶の安全性の確保

1 船舶の安全基準の整備

平成15年5月国際海事機関（IMO）において、SOLAS条約（海上人命安全条約）附属書の改正が行われ、タンカー・バルカーに対する点検のためのアクセス設備の設置を義務化する時期等が採択された。当該改正規則は平成18年1月1日から効力を有することから、国内関係法令の整備を行うこととする。また、IMOにおける船舶の安全に関する検討に積極的に参画する。

交通バリアフリー法に基づく旅客船のバリアフリー化の義務化に対して、旅客船事業者等が円滑に対応できるよう普及啓発を図るとともに、非常時における安全性の向上などさらに進んだバリアフリー化を促進させるための環境整備を行う。

さらに、安全基準の合理性、妥当性の客観的な評価を行い、基準の整備へ反映する。そのため、具体的に個別の安全評価を実施するとともに、海難事故データ、機器不具合データ等の知的データベースを構築し、船舶の総合的安全評価手法の確立を図る。

2 重大海難事故の再発防止

平成12年の沖合底びき網漁船「第五龍賣丸」転覆沈没事故と同種事故の再発防止対策として、「漁船の復原性の明確化」、「船体構造設備の改善」及び

「操業中の安全な作業、操船の実施」について漁業関係者に対し指導するとともに、各種漁船の転覆事故に関する継続的な調査検討を行い、事故再発防止対策に反映する。

3 危険物の安全審査体制の整備

放射性物質等危険物の海上輸送の増加及び化学工場から発生する危険物の多様化に対応し、船舶による危険物の海上輸送に関する安全基準を整備するとともに、安全審査体制の充実強化を図る。

4 船舶の検査体制の充実

近年、技術革新により従来の設計手法とは全く異なる船型等を有する船舶が増加していること等から、高度で複雑な検査が必要とされている。また、海難防止等のため、あるいは相次いで改正されるSOLAS条約やMARPOL条約等に的確に対応するため、船舶検査体制の整備充実に努める。

5 外国船舶の監督の推進

SOLAS条約及び海洋汚染防止条約（MARPOL条約）等の国際条約に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の構造・設備等のハード面に関して的確に外国船舶の監督（PSC）を推進する。